

吉川市違反簡易広告物除却推進員設置要領

第1 趣旨

この要領は、吉川市違反簡易広告物除却推進員制度要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、埼玉県屋外広告物条例（以下「条例」という。）に違反したはり紙、はり札、広告旗又は立看板等の除却（以下「除却」という。）活動を行う場合について必要な事項を定め、円滑な事業の執行を図るものとします。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによります。

1 はり紙

紙、布、ビニール等を使用して作成されたもので、のり等で貼り付けられたポスター、ビラ類等をいいます。

2 はり札

材質がベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板のように比較的軽易なものからなる札に紙を貼り、直接印刷し、又は塗装したものその他これらに類するものを、工作物等にひも、針金等をつるし、又はくくりつける等容易に取り外すことができる状態で取り付けたものをいいます。

3 広告旗

容易に移動できる状態で取り付けられた広告用の旗及びそれを支える台をいいます。

4 立看板

木枠に紙を張り若しくは布張りをしたもの又は材質がベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板のように比較的軽易なものからなる札に紙を貼り、直接印刷し、又は塗装したものその他これらに類するものを、容易に取り外すことができる状態で立てられ、若しくは工作物等に立て掛けられ、又は掲出されたものをいいます。

第3 推進員の義務等

吉川市違反簡易広告物除却推進員（以下「推進員」という。）は、平等、公平の精神を尊重し、特定の業種、業者等に偏重することのないよう行動してください。

推進員に、平等、公平の精神に反する行為があった場合は、改めて市の講習を受けていただくものとします。受講後も行為が改善されず、市が不適格と判断した場合は、推進員を解任することがあります。

第4 推進員による除却の対象となる屋外広告物

推進員が除却できる立看板等は、次に掲げる物件（禁止物件という。）に表示された公道上のはり紙、はり札、広告旗又は立看板等に限りません。

- (1) 電柱、街灯及び照明灯
- (2) 橋（歩道橋を含む。）及び高架構造物
- (3) 街路樹
- (4) 信号機、道路標識、カーブミラー及びガードレール、転倒防止柵、その他道路上の柵
- (5) パーキングメーター及びパーキングチケット発給設備
- (6) アーチ、アーケード及びバス停留所の支柱
- (7) 消火栓及び火災報知器
- (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス（外部に限る。）
- (9) その他市長が認めるもの

第5 推進員による除却の対象としない屋外広告物

第4に該当するもののうち、次のいずれかに該当する屋外広告物は、除却せず建築課に連絡してください。

- (1) 政治活動、市民運動に関するもの
- (2) 冠婚葬祭又は祭礼等の営利を目的としない催しで一時的なもの
- (3) 国、県、市等の公共的目的によるもの
- (4) 道路工事現場周辺等で、法令の規定によるもの
- (5) 緊急事態（ガス漏れ、がけ崩れ等）を公衆に周知させるためのもの
- (6) その他除却の対象になるかどうか判断に迷うもの

第6 除却の実施

推進員の除却活動は、原則として、吉川市違反簡易広告物除却推進団体（以下「推進団体」という。）ごとに実施することとし、次に定めるところにより実施してください。

- (1) 推進団体の代表者は、除却活動を実施しようとするときは、7日前までに市長に除却活動計画書を提出すること。
- (2) 除却活動は必ず、複数の推進員で実施すること。
- (3) 除却活動を実施するときは、身分証明書を常時携帯し、腕章を着用すること。
- (4) 除却を実施するときは、軍手等を着用し、怪我のないよう十分注意をして作業を行

うこと。

- (5) 除却を実施するときは、交通安全に細心の注意を払い、事故のないよう十分注意し作業を行うこと。
- (6) 除却の対象になるかどうか迷う広告物については、自分本位で除却せずに事前に建築課（以下「当課」という。）に相談すること。
- (7) 除却活動中の事故、その他の特別な事態が生じた場合は、速やかに当課、及び吉川警察署に連絡すること。その場合、事実関係を複数の方で確認しておくこと。
- (8) 除却活動が終了したときは、当課に電話等で連絡すること。

第7 身分証明書の更新

- 1 委嘱の期間が満了した後も引き続き除却活動を行う場合は、当該年度の3月1日までに更新の申請を行うものとします。
- 2 更新の申請があった場合の新たな身分証明書の交付は、委嘱を受けている者が現に有する身分証明書と引換えに行うものとします。

第8 その他

- 1 委嘱を受けた者がその身分を失ったときは、直ちに当課に身分証明書及び腕章を返却しなければなりません。
- 2 委嘱を受けた者は、除却活動により知り得た情報を他人に漏らしてはなりません。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。